

フランス直接訴権論からみたわが国の債権者代位制度（二）

山田 希

- 一 はじめに
 - 1 本稿の目的
 - 2 本稿の構成
- 二 種々の直接訴権
 - 1 民法典上の直接訴権
 - 2 特別法上の直接訴権
 - 3 保険法上の直接訴権（以上一七九号）
 - 4 担保責任および債務不履行責任にかんする直接訴権
 - 5 小括
- 三 直接訴権の要件・行使方法・効果
 - 1 要件
 - 2 行使方法

3 効果

4 小括

四 直接訴権の法的根拠

1 伝統的な見解

2 実定法説

3 契約グループ理論

4 相対効原則の矯正メカニズム

5 小括〔以上本号〕

五 日仏両国の債権者代位制度

六 結語

4 担保責任および債務不履行責任にかんする直接訴権⁽¹⁾

- (一) 売主の担保責任にかんする直接訴権
(1) 背景

フランスでは、売買契約の目的物が転売された場合、転得者は自己の売主だけでなく、それ以前の売主に対して

も——瑕疵または追奪を理由とする——担保責任(民法一六二五条以下)を追及することができる。転得者が担保責任を追及するために行使する直接訴権は、ごく最近まで、根拠条文のない純然たる判例法理であった。⁽²⁾しかし、一九世紀末にはじめてこの直接訴権が認められて以来、長い間、判例によって蓄積されてきた理論は、現在では、一九九八年五月一九日の法律第三八九号によって、製造物責任法というかたちで成文化されている。⁽³⁾

フランスで古くから転得者に直接訴権が認められてきた背景には、他の直接訴権と同様、債権者代位権しか認めない判例に対する学説の批判があった。すなわち、債権者代位権は、転得者と中間売主の間で締結された売買契約のなかに免責条項がある場合には行使することができないし、かりに免責条項がなく、債権者代位権を行使することができたとしても、中間売主が無資力であれば、転得者は他の一般債権者とともに債権額に応じた配当しか受けられない。しかし、このような事態は衡平に反し、買主保護を目的とする担保責任制度の趣旨を没却する、という批判である。⁽⁴⁾

しかしながら、他の直接訴権と異なり、転得者の直接訴権には根拠としうる規定が存在していなかった。それゆえ、注釈学派に属する諸学説は、転得者が行使する訴権の根拠を「主物は従物にしたがう」というローマ法の格言に求め、⁽⁵⁾中間売主が売買の目的物について有する一切の権利と訴権が、従物として主物たる目的物とともに転得者に移転する、と考えた。⁽⁶⁾

こうした学説の影響を受けて、破毀院一八八四年一月二二日判決は、⁽⁷⁾すでにわが国にも紹介されているように、⁽⁸⁾機関車を購入した転得者Xが中間売主Y₁とその前主であるY₂に担保責任を追及したという事案で、「XのY₂に対する訴権は、(債権者代位を定めた——筆者注)民法一一六六条にもとづくのではなく、物の売買が、あらゆる従物、とりわけ売買のときに売主が取得させた訴権を含むという原則に立脚している」と述べて、転得者の直接訴権を「従

物」という概念から基礎づけた。⁽⁹⁾

以上の「従物説」は、その後、破毀院によって、適合物給付義務違反や安全義務違反といった債務不履行にもとづく損害賠償請求権を認める理由としても用いられているほか、⁽¹⁰⁾後述するように、請負契約における注文者が、材料や構成部品の製造者に対して行使する直接訴権についても採用されている。

(2) 従物説に対する批判

破毀院が依拠する「従物説」に対しては、学説から、主として次のような難点が指摘されている。⁽¹¹⁾

第一に、従物説にしたがい、主物である目的物とともに従物である訴権も移転すると考えるならば、すでに訴権を転得者に移転してしまった中間売主は、もはや自己の前主に対して担保責任を問えないはずである。したがって、中間売主に残された手段は、転得者に損害賠償を行っただけで、この者に代位して自己の前主に求償権を行使することだけである。この場合、中間売主が求償できる金額は、論理的には、賠償額から自己の責任にもとづく負担分を除いた額でなければならない。ところが、破毀院は、中間売主が前主に求償できる額を、この者自身が前主に対して担保権を行使する場合と同じ額であるとしている。⁽¹²⁾

第二に、破毀院は、担保権が売買の目的物に付随して転得者に移転した後でも、中間売主に直接かつ確実な利益があれば、前主に対して担保権を行使することができるとしている。⁽¹³⁾

以上のように、「従物説」には批判があるものの、破毀院は、連鎖的売買の事案については、一部の例外を除いて、現在までこの見解を維持している。⁽¹⁴⁾

(3) 中間売主の悪意

転得者が最初の売主に対して瑕疵担保責任を追及する場合、中間売主が瑕疵の存在につき悪意であったという事

実は、直接訴権にどのような影響を与えるであろうか。破毀院の見解は、第三民事部と商事部とで異なっている。第三民事部一九七五年一〇月二八日判決¹⁰⁾は、中間売主が悪意の場合には、転得者は直接訴権を行使することができないとする。これに対して、商事部一九八七年一月二四日判決¹¹⁾は、たとえ中間売主が悪意であったとしても、転得者は直接訴権を行使できるとする。学説には、従物説にしたがう以上、転得者が行使するのは前主が有していた担保権であるから、中間売主が目的物の瑕疵につき悪意であれば、転得者の最初の売主に対する直接訴権は否定されるはずであるが、直接訴権が転得者の固有権であることを考慮するならば、商事部の立場も納得できると分析するものがある¹²⁾。

(二) 材料および構成要素の製造者に対する直接訴権

破毀院第一民事部一九八四年五月二九日判決¹³⁾は、屋根瓦の張替えを依頼した注文者が瓦の製造者に瑕疵担保責任にもとづく損害賠償を請求したという事案で、従来、連鎖的売買のケースで破毀院が依拠してきた「従物説」を採用し、注文者が材料等の製造者に対して直接訴権を有することを認めた。

これに対して、破毀院第三民事部一九八四年六月一九日判決¹⁴⁾は、同種の事案で、瑕疵ある材料を製造した者に不法行為責任を適用した。製造者は、上告理由のなかで、注文者は材料の買主ではないから連鎖的売買のように担保権を享受することはないと主張していた。

以上のように、売買契約と請負契約が連鎖する事案においては、「従物説」を採用して契約責任を適用する第一民事部と、契約外の過失を認定して不法行為責任を適用する第三民事部とが対立していた。こうした状況のもとで、破毀院大法廷一九八六年二月七日判決¹⁵⁾は、「注文者は、転得者と同様に、前主が所有していた物に付随する一切の

権利と訴権を享受する。この結果、注文者は製造者に対して、不適合物の引渡しを受けたことを理由とする、契約法上の直接訴権を有する」と判示し、第一民事部の結論を採用した。その後、第三民事部も、大法廷判決にしたがった判決を下している。²²³

なお、一九八六年判決の事案は、製造者の債務不履行責任にかんするものであったが、学説には、破毀院が使用した表現の一般性から、瑕疵担保責任にも適用可能であると指摘するものがある。²²³

(三) 注文者の下請人に対する直接訴権

注文者が下請人に責任を追及する直接訴権についても、破毀院の見解は、これを契約法上の訴権とする第一民事部と、不法行為法上の訴権とする第三民事部とが対立していた。

たとえば、破毀院第一民事部一九八八年三月八日判決は、わが国にもすでに紹介されているように、スライドの引伸しをA会社に依頼した顧客Xが、Aから作業を下請けしたY会社に対し、スライドの紛失を理由とする損害賠償を請求したという事案である。原審は、不法行為責任を定めた民法一三八二条を適用し、——理由は不明であるが——Xの請求を棄却していた。これに対して、破毀院は次のように述べて、Yの債務不履行責任を認めた。「契約債務の債務者が他人にその債務の履行を負担させた場合には、債権者が当該他人に対して有する訴権は、必然的に契約法上の訴権である。したがって、債権者はこの契約訴権を、自己の権利の範囲と第三債務者が負担する義務の範囲という二重の限度で、直接、行使することができる」。

本判決は、第一民事部がそれまで一貫して依拠してきた「従物説」から明らかに距離をとるものである。さらに、一九八八年六月二日判決は、注文者が構成要素の製造者に損害賠償を請求したという事案で、「契約グループに

においては、最初の契約とつながりができたという理由だけで損害を被った者が行う損害賠償請求に、必然的に契約責任が適用される。実際、こうした場合においては、債務者は本件のような事案に適用されうる契約法上の規則にしたがって不履行の結果を予測すべきであったのであるから、被害者は、たとえ当該債務者との間に契約関係がないとしても、契約法上の訴権のみを有する」と述べており、注文者が行使した直接訴権を「契約グループ」という概念から説明している。

これに対して、第三民事部一九八八年六月二二日判決は、不法行為責任構成を採用している。本件事案は、住宅建築をA会社に委託したX夫妻が、屋根の瑕疵ある建築によって損害を受けたとして、Aから屋根の建築を下請けしたYに対し、適合物給付義務違反を理由として損害賠償請求を行ったというものである。原審は、本件には不法行為法が適用されるとして、Xらの請求を棄却した。破毀院は、「下請人が主たる請負人に対して負担する、瑕疵のない仕事を行うという結果債務は、両者の間に存在する人的な契約関係を唯一の根拠としているのであるから、下請契約に無関係な注文者がこれを援用することはできない」と述べ、Xらの上告を棄却した。

以上のように、二つの請負契約が連鎖する事案についても第一民事部と第三民事部とで対立していたところ、破毀院大法廷一九九一年七月一二日判決は、不法行為責任を適用する第三民事部の立場を採用した。本判決の原審は、契約責任を適用する第一民事部と同じ立場にたち、契約から生じる債権は一〇年で時効により消滅するとして、注文者の債務不履行にもとづく損害賠償請求を棄却していた。大法廷は、民法一一六五条を引用し、「合意は契約当事者に対してのみ効果を有する」と述べたうえで、「控訴院は、下請人が注文者と契約関係にないにもかかわらず、以上のような判決を下しているから、上述した条文に違反する」と判示し、原審を破棄した。

本判決に対しては、後述する「契約グループ」という概念から直接訴権を基礎づけようとする学説からの批判が

あるが、第一民事部も、その後、大法廷判決にしたがった判決を下している。⁶⁹⁾

注

- (1) 担保責任や債務不履行責任を追及する直接訴権に关する研究には、次のものがある。まず、野澤正充「契約の相対的効力と特定承継人の地位（一）」（五・完）「民商一〇〇巻一〇八頁以下、同二号二八一頁以下、同四号六二〇頁以下、同五号八六二頁以下、同六号（以上一九八九年）一〇六六頁以下は、フランス法における特定承継論の具体的帰結として直接訴権をとりあげている。また、平野裕之「製造物責任の理論と法解釈」（信山社、一九九〇年）四三頁以下は、フランスで学説や判例によって蓄積された製造物責任論の成果として直接訴権を紹介する。さらに、松浦聖子「契約締結者と第三者の関係における責任の性質に関する一考察——フランス民法を中心に——」（慶應義塾大学大学院法学研究科論文集三六号（一九九五年）二〇五頁以下、同「フランスにおける契約当事者と第三者の関係および契約複合理論」法学研究七〇巻一二号（一九九七年）五六一頁以下は、契約締結者と第三者の責任関係に关するフランスの議論を検討するうえで、直接訴権に言及している。
- (2) なお、注(9)参照。
- (3) 立法の経緯を含めた条文の内容については、後藤巻則「フランスにおける製造物責任法の成立」ジュリスト一一三八号（一九九八年）七二頁以下参照。
- (4) F. LAURENT, *Principes de droit civil français*, t. X X W, 1877, n° 229, p. 229 et s. なお、野澤・前掲注(1)引用論文（三）六二八頁参照。
- (5) もっとも、ローマ法のもとでは、中間売主による明示的な譲渡が行われなにかぎり、訴権は転得者に移転しないとされていた。したがって、転得者は自己の契約の相手方に対してしか担保責任を問えなかった。しかし、古法の時代になると、依然と

してローマ法の影響を受けた学説は存在していたものの、ドマやポチエといった有力な学説によって、当事者による明示的な譲渡がなくても担保権は目的物に付随して移転すると主張されるようになる（J. GHESTIN, Ch. JAMIN et M. BILLIAU, *Traité de droit civil. Les effets du contrat*, 2e éd., 1994, n° 721, p. 781 et s.）。

(6) GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 5), n° 721, p. 781 et s.

平野・前掲注(1)引用文献四六頁によれば、連鎖的売買において転得者が最初の売主ないしは製造者に行使用する瑕疵担保責任の理論構成としては、従物説のほかにも、第三者のためにする契約説、債権譲渡説が主張されていたようである。なお、「従物」という概念が、日本法とフランス法とで若干ニュアンスを異にする点について、野澤・前掲(1)引用論文(一)一二九頁注(38)参照。

(7) Cass. civ. 12 novembre 1884, D. P. 1985, I, 357.

(8) 野澤・前掲注(1)引用論文(三)六二五頁以下、平野・前掲注(1)引用文献四五頁。

(9) 具体的な根拠条文は、「物を引き渡す義務は、その付属物、およびその恒常的な使用にあてられた一切のものを含む」と定める民法一六一五条である。

(10) フランス法における適合物給付義務および安全義務という概念がもつ意味については、平野・前掲注(1)引用文献三一頁以下参照。

(11) 適合物給付義務違反にかんする裁判例として、Cass. civ. Ire, 9 mars 1983, Bull. civ., 1983, I, n° 92, p. 81, J. C. P. 1984, II, 20295（平野・前掲注(1)引用文献七〇頁以下に引用）、安全義務違反にかんする裁判例として、Cass. civ. Ire, 27 janvier 1993, Bull. civ., 1993, I, n° 44, p. 29, R. T. D. civ. 1993, 592がある。

なお、フランス製造物責任法の立法過程で、製造物概念や開発危険の抗弁をめぐる議論の対象となつたとされる血液製剤にかんする裁判例として、Cass. civ. Ire, 12 avril 1995, J. C. P. 1995, II, 22467, Cass. civ. Ire, 9 juillet 1996, Bull. civ., 1996, I, n° 303,

Cass. civ. I^{re}, 14 novembre 1995, Bull. civ., 1995, I, n° 414.

- (12) GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 5), n° 747, p. 805. この点は、野澤・前掲注(1)引用論文(三)六四九頁、平野・前掲注(1)引用文献四六頁以下に、詳しく紹介されている。

- (13) Cass. com., 12 janvier 1988, Bull. civ., 1988, IV, n° 30, p. 21. この結論は、その後、一九九八年五月一九日に成立した製造物責任法に踏襲されている(民法一三八六条の八第二項)。

- (14) Cass. civ. 3e, 21 mars 1979, Bull. civ., 1979, III, n° 73, p. 53; Cass. civ. 3e, 2 avril 1982, Bull. civ., 1982, III, n° 95, p. 66.

- (15) 野澤・前掲注(1)引用論文(三)六二七頁以下、平野・前掲注(1)引用文献五四頁によれば、破毀院商事部は、一九七三年二月二七日判決(J. C. P. 1973, II, 17445, Gaz. Pal. 1973, 2, 733, D. 1974, 138)において、連鎖的売買が行われた事案について、転得者が製造者に行使した解除権を否定した。もともと、一九八二年五月一七日判決(D. 1983, I, R. 479)では、転得者の解除権行使を認めている。

- (16) Cass. civ. 3e, 28 octobre 1975, Bull. civ., 1975, III, n° 311, p. 235.

- (17) Cass. com., 24 novembre 1987, Bull. civ., 1987, IV, n° 250, p. 186.

- (18) GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 5), n° 794, p. 850 et s.

- (19) Cass. civ. I^{re}, 29 mai 1984, J. C. P. 1985, II, 20387, D. S. 1985, 213. 本件事案は、すでに野澤・前掲注(1)引用論文六四三頁で紹介されている。

- (20) Cass. civ. 3e, 19 juin 1984 publié avec l'arrêt de la I^{re} Chambre civil, précité (note 19) du 29 mai 1984, D. S. 1985, 213, J. C. P. 1985, II, 20387. 本件事案の紹介については、野澤・前掲注(1)引用論文(三)六四三頁以下を参照。

- (21) Ass. plén., 7 février 1986, D. 1986, 293, J. C. P. 1986, II, 20616. 本件事案の紹介は、野澤・前掲注(8)引用論文(三)六四五頁を参照。なお、本判決は、松浦・前掲注(1)引用論文(一九九七年)五七三頁にも引用されている。

- (22) Cass. civ. 3e, 15 février 1989, Bull. civ., 1989, III, n° 35, p. 20.
- (23) O. BARRET, *Encyclopédie Dalloz, «Droit civil», V° Vente*, 1995, n° 1484, p. 113.
- (24) Cass. civ. I, 8 mars 1988, J. C. P. 1988, II, 21070.
- (25) 松浦・前掲注(1)引用論文（一九九七年）五七四頁
- (26) Cass. civ. I, 21 juin 1988, Bull. civ., 1988, I, n° 202, p. 141, J. C. P. 1988, II, 21125.
 本件事案は、すでに松浦・前掲注(1)引用論文（一九九七年）五七四頁で紹介されているが、空港会社に離発着等の空港業務を委託していた航空会社の所有する飛行機が、飛行機を牽引するバーの部品にあった瑕疵を原因として毀損したことから、航空会社が欠陥部品の製造者に対して損害賠償を請求した、というものである。
- (27) Cass. civ. 3e, 22 juin 1988, J. C. P. 1988, II, 21125. なお、本判決については、松浦・前掲注(1)引用論文（一九九七年）五七四頁以下に簡単な紹介がある。
- (28) Ass. plén., 12 juillet 1991, D. 1991, 549, J. C. P. 1991, II, 21743, R. T. D. civ., 1991, 750. なお、本判決は、松浦・前掲注(1)引用論文（一九九七年）五七五頁で、すでに紹介されている。
- (29) M. BACACHE-GIBELL, *La relativité des conventions et les groupes de contrats*, L.G.D.J., 1996, préf. Y. LEQUETTE, n° 321 et s., p. 284 et s.
- (30) Cass. civ. I, 16 février 1994, Bull. civ., 1994, I, n° 72, p. 55, Cass. civ. I, 7 juillet 1992, Bull. civ., 1992, I, n° 221, p. 147, Cass. civ. I, 23 juin 1992, Bull. civ., 1992, I, n° 195, p. 131.

5 小括

以上のように、フランス法は実に広い分野において直接訴権を認めている。これらの直接訴権を分析してみると、すべてに共通する要素を探すことは困難であるものの、一定の特徴ないしは傾向が指摘できるように思われる。

第一に、売買契約、賃貸借契約、請負契約、委任契約といった有償双務契約が連続しており、かつ、目的物を同じくする場合に、直接訴権が認められやすいということである。民法典に定められた三つの直接訴権、下請人の注文者に対する直接訴権、担保責任や債務不履行責任を追及する直接訴権がそうである。これらは、直接訴権の行使が一方方向にしか認められないのか、あるいは双方方向に認められるのかという点が問題となっている。

第二に、いくつかの直接訴権は、被害者救済という究極的な制度目的から正当化されている。たとえば、責任保険における直接訴権や、担保責任や債務不履行責任を追及する直接訴権がそうである。これらの直接訴権は、被害者に生じた不幸によって、加害者の一般債権者が利益を得ることに対する抵抗感が一要素となって認められたものである。

第三に、社会制度の不備を補うために、直接訴権が認められる場合がある。たとえば、弁護士や代訴士が行使する訴訟費用の取立権は、法律扶助制度がそれほど整備されていなかった時代にこの制度を補うものとして認められたものであり、制度が完備された今日では、その存在意義が疑われている。また、公立の医療機関が患者の債務者に行使する直接訴権は、社会保険制度の不備を補うものとして位置づけられていたし、扶養定期金の債権者が行使する直接訴権については、国の福祉政策を補うものと理解することも可能であろう。

ところで、直接訴権は、二つの契約関係が連鎖していることを前提として、直接的な契約関係にない者に対する

訴権行使を可能にする制度であるが、契約外の第三者に訴権を行使するという点では転用物訴権に類似している。

両訴権は、これを行使する者に、自己の債務者の一般債権者に対して優先的な立場を与えるという点で共通する。⁽¹⁾したがって、いずれの訴権の認容にさいしても、一般債権者との利害調整が不可欠となる。こうした理由から、直接訴権については、訴権を行使できる者を一部の債権者に限定することで、一般債権者の利益が侵害される機会が制限されている。これに対して、転用物訴権は、フランスにおいては、「法律上の原因」の有無や転用物訴権の補充性によって、行使される機会が制限されているようである。また、わが国においては、転用物訴権の行使が認められる場合を、利得者が無償で利得を得たと評価される場合に限定することで、一般債権者との利害調整をはかる説が提唱されており、近時、最高裁もこの見解を採用したと思われる。⁽³⁾

注

- (1) 直接訴権については、債権者に優先的立場を与える機能を有することは必ず言及されるが、転用物訴権についてこの機能を指摘する者は、フランスにおいてもアルモス二ノだけである（この紹介として、加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』（有斐閣、一九八六年）七四九頁以下）。この点を具体的に分析したものととして、加藤・同書七二三頁以下参照。
- (2) 加藤・前掲注(1)引用文献七二三頁以下。
- (3) 最判平成七年九月一九日民集四九卷八号二八〇五頁。

三 直接訴権の要件・行使方法・効果

1 要件

(一) 債権者の中間債務者に対する債権の存在

直接訴権を行使するためには、債権者が中間債務者に対して債権を有していなければならない。したがって、この債権が消滅すれば、原則として、直接訴権も消滅する。この意味では、直接訴権は主たる債権に付随する担保権と類似する。

しかしながら、この要件は必ずしも厳格に解されているわけではない。たとえば、破毀院一九八二年二月七日判決の事案は、海難事故にあつて失踪宣告を受けた者の遺族が、船の管理者の保険者に保険金の支払いを請求したというものである。保険者は、一九六七年一月三日の法律五八条以下に定められた免責規定の適用を主張した。当該免責規定によれば、船の管理者の責任は免除されることになる。しかし、裁判所は、当該免責規定が適用されるのは同法六九条が列挙する者に限定されるとして、保険者の上告を棄却した。また、破毀院一九八七年七月二一日判決は、中間債務者が破産していた事案について、債権者が破産手続における債権の届出を怠つたにもかかわらず、第三債務者に対する直接訴権の行使を否定しなかつた。両裁判例とも、債権者は中間債務者に債権を行使することができないにもかかわらず、直接訴権の行使が認められている。

さらに、担保責任や債務不履行責任を追及する直接訴権については、もともと、これを認めた理由のひとつが、債権者と中間債務者の間で締結された契約に免責条項があつた場合に、債権者代位権を行使できない被害者を救済

することにあったのであるから、この要件は緩和されている。⁽⁴⁾

以上のように、ある程度の例外は認められているものの、直接訴権を行使する債権者は、原則として、自己の中間債務者に対する債権の存在を疎明（démontrer）しなければならぬ。⁽⁵⁾しかし、債権の存在と同じく債権差押えの要件でありながら、期限の到来と金額の確定という二要件については、直接訴権の一義的な機能が債権保全であるという理由から、必要と解されていないようである。⁽⁶⁾破毀院も、下請人の注文者に対する直接訴権や、被害者の保険者に対する直接訴権⁽⁸⁾に於いて、両要件を不要としている。

（二） 中間債務者の不履行

中間債務者の不履行が直接訴権の行使要件であるか否かは、個々の直接訴権によって異なる。下請人の注文者に対する直接訴権に於いては一九七五年二月三十一日の法律一二条は、主たる請負人の不履行を要件としているし、扶養定期金の直接支払いに於いては一九七三年一月二一日の法律一条二項も、扶養義務者の不履行を行使要件の一つとしている。なお、民法一七五三条にもとづき貸借人が転借人に対して行使する直接訴権については、破毀院一八七三年七月二日判決⁽⁹⁾が、賃借人の無資力を要件としている。

しかしながら、中間債務者の不履行を要件とする立法は稀であるし、破毀院一九六〇年二月二七日判決⁽¹⁰⁾も、復任者の委任者に対する直接訴権について、中間債務者の不履行を要件としていない。また、被害者が保険者に対して行使する直接訴権についても、加害者である被保険者の不履行は不要である。

学説には、中間債務者と第三債務者の双方に全部義務を課すことが認められており、債権者は両者のいずれにも債務の完済を請求できるのであるから、中間債務者の不履行を要件とすべきでないとする見解がある。⁽¹¹⁾

一方、中間債務者に対する破産手続の開始は、直接訴権の行使を妨げない。この原則は、下請人の直接訴権にかんする一九七五年法には明文で定められているし、責任保険にかんする破産院一九七九年六月一五日判決など、多くの判決において認められている。⁰²⁾

(三) 第三債務者の債務の存在

直接訴権を行使するためには、第三債務者が中間債権者に対する債務を負っていないなければならない。⁰³⁾したがって、この債務が直接訴権の効力発生前に消滅していれば、第三債務者は債権者の支払請求に対して、これを抗弁として主張することができる。

例外的に、破産院は、復受任者が委任者に対して委任事務の費用を請求した事案で、委任者がすでに受任者に委任事務の費用を支払って債務を消滅させていたにもかかわらず、復受任者の請求を認めている。⁰⁴⁾もつとも、復受任者の委任者に対する訴権については、これを直接訴権とすることに疑問をもつ見解が多いことは、前述したとおりである。

さらに、担保責任や債務不履行責任を追及する直接訴権については、中間債権者と第三債務者の間で締結された契約に免責条項があった場合が問題となる。⁰⁵⁾破産院の見解は、民事部と商事部とで分かれている。たとえば、第三民事部一九九二年五月二六日判決は、第三債務者が「自己の契約の相手方に主張できる一切の防御方法」を、直接訴権を行使する債権者に主張できると述べて、免責条項の対抗可能性を肯定した。これに対して、商事部一九九二年五月二六日判決は、⁰⁷⁾直接訴権を行使する債権者が、中間債権者と第三債務者との間で締結された契約と無関係であり、当該条項の存在を知らなかったという理由で、免責条項の対抗可能性を否定している。

第三債務者の債務の立証責任は、フランス民法一三一五条一項にしたがえば、支払請求者、すなわち債権者が負うことになる。¹⁹⁾ただ、債権者は第三債務者と契約関係にあるわけではないから、しばしばこの立証は困難となる。このため、責任保険にかんする下級審裁判例のなかには、裁判官が保険者に対して保険証書の提出を命じることができる²⁰⁾と述べたものもある。

反対に、債務の消滅や軽減は、同条二項にもとづき、それを主張する者に立証責任がある。したがって、保険金債務の消滅や軽減を主張しようとする保険者は、自らそれを立証しなければならない。²⁰⁾

もっとも、直接訴権は債権保全が一義的な目的であるから、第三債務者の債務についても、金額の確定と期限の到来という債権差押えの要件を充足している必要はない。裁判例にも、転借人の貸貸人に対する直接訴権や国税徴収手続における第三債務者に対する通知にかんして、両要件が不要である旨を明らかにするものがある。²¹⁾ただし、扶養定期金の直接支払いにかんする一九七三年一月二日の法律一条は、定期金債務について、金額の確定と期限の到来を要件としている。

注

- (1) M.-L. IZORCHE, Encyclopédie Dalloz, «Droit civil», V^o Action directe, 1994, n^o 140, p. 13.
- (2) Cass. com., 7 décembre 1982, Bull. civ., 1982, IV, n^o 400, p. 334.
- (3) Cass. com., 21 juillet 1987, Bull. civ., 1987, IV, n^o 202, p. 148.
- (4) IZORCHE, op. cit. (note 1), n^o 141, p. 13.
- (5) J. GHESTIN, Ch. JAMIN et M. BILLIAU, Traité de droit civil, Les effets du contrat, 2e éd., 1994, n^o 816, p. 866.

- (9) M. COZIAN, L' action directe, L.G.D.J., 1969, préf. A. PONSARD, n^{os} 337 et s., p. 207 et s., GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 5), n^o 816, p. 866, F. TERRÉ, Ph. SIMLER et Y. LEQUETTE, Droit civil, Les obligations, t. 2, Le régime, 2e éd., 1989, n^o 1096, 447 空載論文
 ㄱㄴ' G. MARTY, P. RAYNAUD et Ph. JESTAZ, Droit civil, Les obligations, t. 2, Le régime, 2e éd., 1989, n^o 162.
- (7) Cass. civ., 13 décembre 1983, Bull. civ., 1983, III, n^o 259.
- (8) Cass. civ. Ire, 30 octobre 1984, Bull. civ., 1984, I, n^o 288, p. 245.
- (9) Cass. civ., 2 juillet 1873, S. 73, I, 323.
- (10) Cass. civ. Ire, 27 décembre 1960, Bull. civ., 1960, I, n^o 573, p. 466.
- (11) GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 5), n^o 818, p. 867, TERRÉ, SIMLER et LEQUETTE, op. cit. (note 6), n^o 1096.
- (12) Cass. mix., 15 juin 1979, 2 arrêts, D. 1979, 561, Cass. com., 21 juillet 1987, Bull. civ., 1987 IV, n^o 202, Paris, 17 avril, 1863, D. P. 1863, 2. 150, Paris, 18 décembre 1990, D. 1991, I, R. 48.
- (13) IZORCHE, op. cit. (note 1), n^o 152, p. 14.
- (14) Cass. com., 9 novembre 1987, Bull. civ., 1987, IV, n^o 233, Cass. com., 19 mars 1991, Bull. civ., 1991, IV, n^o 102, D. 1992, somm. 81.
- (15) 平野裕之『製造物責任の理論と法解釈』(信山社 一九九〇年) 五七頁参照。
- (16) Cass. civ. 3e, 26 mai 1992, Bull. civ., 1992, III, n^o 175, p. 106.
- (17) Cass. com., 26 mai 1992, R. T. D. civ. 1993, 132.
- (18) GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 5), n^o 821, p. 869.
- (19) Rennes, 14 janvier 1928, R. T. D. civ. 1928, 898, n^o 3.
- (20) Cass. civ., 3 décembre 1963, J. C. P. 1964, II, 13489.
- (21) 転借人の賃貸人に対する直接訴訟にかんする裁判例として Cass. civ., 2 juillet 1873, précité (note 9). 国税徴収手続における第

三債務者に対する通知にかんする裁判例として、Cass. com., 17 décembre 1973, J. C. P. 1974, IV, 46.

2 行使方法⁽¹⁾

(一) 中間債務者に対する催告

中間債務者に対する債権者の催告は、原則として必要ない。破毀院一九八八年二月一〇日判決は、「扶養定期金が期限までに支払われない以上」、直接訴権を行使することができると定めた一九七三年の法律一条二項を根拠として、催告を不要としている。⁽²⁾

学説にも、かりに催告を要件とすると、とりわけ訴権が行使されてはじめて効力を生じる不完全直接訴権の場合に、中間債権者に自己の債権を処分する猶予を与えることとなり、直接訴権の威力を半減させるから、これを要件とすべきでないとする見解がある。⁽³⁾この見解によれば、連鎖的売買等の事例においても、直接訴権が第三債務者の直接的な責任を問う制度であり、債権者は第三債務者だけを訴えることもできるのであるから、催告を不要とすべきであるという。

これに対して、下請人の直接訴権を定める一九七五年の法律一二条は、主たる請負人に対する催告を直接訴権の行使要件としているし、稀ではあるが、中間債務者の不履行を要件とする直接訴権も、結果的に催告が必要になる。

(二) 第三債務者に対する通知

債権者は、直接訴権を行使することを第三債務者に通知しなければならない。この通知は、とりわけ不完全直接訴権の場合に差押の効果を発生させるために重要であるが、その方式は決まっておらず、明示的なものであればよいとされている⁽⁴⁾。証拠方法としては問題があるのが、口頭による通知でもよいとされているようである。

一方、通知の方式が法律で定められている直接訴権もある。たとえば、扶養定期金の直接支払いについては、一九七三年の法律六条により、第三債務者に対する通知が執行士の関与によつて行われなければならないし、下請人の注文者に対する直接訴権についても、一九七五年の法律一三条一項により、注文者が主たる請負人に対する催告書の写しを受け取っていないければ、下請人は注文者に対して報酬等の支払いを請求することができない。

(三) 中間債務者の訴訟参加

直接訴権を行使する債権者は、原則として、中間債務者を訴訟参加させなければならない⁽⁵⁾。しかし、以下に述べのように、責任保険における直接訴権については、学説によつて活発な議論が展開されているし、担保責任等を追及する直接訴権については、この要件は不要とされている。

(1) 責任保険における直接訴権⁽⁶⁾

破毀院一九三八年一月一三日判決⁽⁷⁾は、被保険者の損害賠償義務の存在とその金額を対審の形式で確定させるために、被保険者の訴訟参加がなければ、被害者は保険者に対して直接訴権を行使することができないと判示している。

しかし、本判決に対する学説の評価は分かれている。まず、破毀院と同様に、中間債務者の訴訟参加を必要とす

る説は、その理由として、訴訟に参加していない被保険者の責任を認定することが対審の原則に反することや、保険者を被告とする訴訟が提起された後に被保険者を被告とする訴訟が提起された場合に判決矛盾が生じる可能性を指摘している。⁽⁶⁾

これに対して、本判決に反対する説は、直接訴権が中間債権者の第三債務者に対する債権から自立した権利であること、保険法も訴権行使をまったく予備的な手続にしたがわせていないこと、さらに被害者の直接訴権は被保険者の責任が立証されたときでなく、被害者の被保険者に対する損害賠償請求権が発生すると同時に効力を生じることとを理由とする。⁽⁹⁾

もっとも、破毀院は、現在まで一貫して、中間債務者の訴訟参加を直接訴権の要件として強制している。⁽¹⁰⁾ 裁判例には、被保険者の訴訟参加があつた後に、被害者がこの者に対する訴訟を取り下げたという事実で、保険者に対する直接訴権の行使を否定したもの⁽¹¹⁾、被保険者と保険料の支払人が異なっている場合に、保険料の支払人を訴訟参加させても、要件を充足しないとしたもの⁽¹²⁾、被保険者が死亡した場合には、相続人を訴訟参加させなければならないとしたものがある。⁽¹³⁾

ただし、被保険者の有責判決がすでに確定していたり、保険者がこれを争わない場合には、被保険者の訴訟参加は不要である。⁽¹⁴⁾ 後者の場合には、保険者が被保険者の賠償額についても合意していることが必要である。⁽¹⁵⁾ さらに、被保険者が死亡または生死不明の状態であり、その相続人が相続を放棄したような場合や、直接訴権にかんする訴訟が係属された裁判所に、被保険者の被害者に対する責任を審理する管轄権がない場合など、⁽¹⁶⁾ 訴訟参加が事実上または法律上不可能であるときは、この要件は免除される。かりに、裁判官が被保険者の訴訟参加を求めることなく事件を受理してしまった場合には、裁判所は、被保険者の被害者に対する有責判決が言い渡されるまで、判決を下

することができない。¹⁹⁾

(2) 担保責任等を追及する直接訴権

破毀院一九八九年六月七日判決は、連鎖的売買における第三取得者が最初の売主に瑕疵担保責任を追及したという事案で、中間売主の訴訟参加は必要でないと判示している。担保責任等を追及する直接訴権の場合、第三取得者の直接訴権は中間債務者の責任の有無とは無関係であるという理由から、本判決は学説の支持を得ている。²⁰⁾ただし、これらの学説も、第三取得者が解除権を行使する場合には、中間債務者を訴訟参加させることが望ましいとして²¹⁾いる。

(3) 中間債務者が破産した場合

中間債務者に対する破産手続が開始された場合に、この者を訴訟参加させることができるであろうか。破毀院混合同部は、一九七九年七月一五日に下した二つの判決において、²²⁾被保険者の訴訟参加は有責判決を目的とする訴訟関与ではなく判決共通のための訴訟関与であって、破産手続を妨げるものではないという理由で、これを肯定した。したがって、被害者は被保険者を訴訟に参加させることができるし、²³⁾また参加させなければならない。この場合、前述したように、破産手続における債権の届出は必要とされていない。²⁴⁾

(四) 裁判管轄

(1) 事物管轄

直接訴権が行使される訴訟を管轄する裁判所の系統は、たとえ中間債務者が公法人であっても、行政裁判所ではなく司法裁判所である。²⁵⁾ 国税徴収手続における第三債務者に対する通知手続についても、同様である。²⁶⁾

一方、事物管轄については、原則として、民事裁判所が管轄権を有するが、訴訟当事者が商人である場合や、中間債務者に対する破産手続の開始が商事裁判所に申し立てられた場合には、商事裁判所が管轄権を有することになる。

さらに、一九八三年七月八日の法律は、被害者救済の観点から、殺人または過失傷害の罪を犯した者の保険者を、刑事訴訟に参加させることを認めている。この場合、被害者は軽罪裁判所または少年裁判所において直接訴権を行使することになる。²⁹⁾

(2) 土地管轄

直接訴権を行使する場合の土地管轄については、原則として、新民事訴訟法四二条にもとづき、第三債務者の住所地の裁判所が管轄権を有する。³⁰⁾

もつとも、責任保険における直接訴権については、例外的な取扱いがなされている。³¹⁾ 破毀院は、従来、被保険者が提起する保険金請求事件に適用される保険法R.一一四―一条を援用し、被保険者の住所地または損害事実が生じた土地の裁判所を管轄裁判所としていた。³²⁾ これは、保険会社の密集するパリで訴訟が行われることを避けるという理由からであった。しかし、破毀院一九八三年二月一四日判決³³⁾が、保険法の規定は直接訴権を行使する被害者に強制的に適用されるわけではないという見解を示して以来、被害者は、保険法R.一一四―一条が定める裁判所と新民事訴訟法四二条以下が定める裁判所を選択できることとなった。

(3) 管轄条項

中間債権者と第三債務者の間で締結された契約に管轄条項がある場合、第三債務者は、当該条項を債権者にも主張することができるであろうか。

破毀院の見解は、商事部と民事部とで分かれている。たとえば、商事部一九八九年一月一〇日判決は、「管轄条項は、契約成立時に、その存在を知り、かつそれを承認した当事者にしか対抗することができない」という見解を示している。これに対して、第三民事部一九九一年一月三一日判決は、直接訴権が「材料製造者と中間売主との間で締結された売買契約に基礎づけられている」ことを理由に、材料の製造者は管轄条項を注文者に対抗しうると判示した。同様に、連鎖的売買の事案で「従物説」を採用する第一民事部も、債権者が行使する訴権はその前主、すなわち中間債権者の訴権であるという理由から、当該条項を債権者に対抗できると判示している。⁶⁸

合意の相対効原則を貫徹すれば、管轄条項は債権者とは無関係の契約内容であるから、債権者に対抗できないことになるであろう。しかし、学説も、直接訴権は中間債権者と第三債務者との間で締結された契約に基礎づけられているのであるから、この契約に存在する管轄条項を債権者に対抗できないという結論は妥当でない、とするものが多いようである。⁶⁹

(4) 仲裁条項

管轄条項については対抗可能性を肯定する第一民事部も、仲裁条項については、一九九〇年十一月六日判決のよ⁶⁸うに、まったく逆の結論をとっている。本件は、石油製品の第三取得者が以前の売主全員に対して損害賠償を請求するために、当該製品の引渡地の裁判所に訴えを提起したという事案である。仲裁条項にしたがえば、この第三取得者は、いくつかの地方に分散した裁判所に訴えを提起しなければならなかった。第一民事部は、無管轄の抗弁を主張する被告らに対し、新民事訴訟法六〇七条および六〇八条を適用し、仲裁条項は「契約上の移転がない以上」、⁶⁹転得者に対抗できないと述べて、第三取得者の上告を棄却した。

本判決を支持する学説には、実務上評価できるとするものや、当事者が「完全な司法的自治」を有すること、あ

るいは直接訴権が固有権であることを理由にあげるものがある。

（五）時効

直接訴権の時効期間にかんしては、とりわけ、責任保険における直接訴権について議論が活発である。⁴¹⁾ 被害者が行使する直接訴権の時効期間は、従来、被保険者の保険金請求権の時効期間を定める保険法L.一一四—一条にもとづき、二年と解されていた。これは、被害者の保険者に対する権利が、被保険者の保険者に対する権利に代位したものと理解されていたからである。

しかしながら、破毀院一九三九年三月二八日判決⁴²⁾以降、直接訴権は被保険者に対する損害賠償請求権の消長にしたがうものとされている。これは、直接訴権が損害賠償請求権を補強するものであると考えられるようになったからである。したがって、直接訴権の時効期間は、損害賠償請求権が契約法にもとづく請求権であれば三〇年（民法二二六二条）、不法行為法にもとづく請求権であれば一〇年（同法二二七〇—一条）ということになる。⁴³⁾

さらに、近時、第一民事部一九八六年三月二一日判決⁴⁴⁾は、被害者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効により消滅したとしても、被保険者が保険者に求償権を有しているかぎり、つまり、保険法が定める二年の時効期間が経過していなければ、直接訴権は消滅しないと判示している。

一方、担保責任等を追及する直接訴権には、契約法の規定が適用されることになる。⁴⁵⁾ したがって、転得者が目的物の隠れた瑕疵を理由として損害賠償を請求する場合、この直接訴権は、「解除の原因となるべき瑕疵の性質および売買の行われた地の慣習にしたがって」(民法一六四八条)、裁判官が決定する短期消滅時効にかかることになる。⁴⁶⁾ 適合物給付義務違反を理由として債務不履行責任を問う場合には、その訴権は三〇年で時効により消滅する（民法

二二六二条⁴⁷。

注

- (1) 加賀山茂「民法六二三条の直接訴権《action directe》について(一)」阪大法学一〇二号(一九七七年)一〇〇頁以下参照。
- (2) Cass. civ., 14 janvier 1987, Bull. civ., 1987, II, n° 11, Cass. civ., 10 février 1988, Bull. civ., 1988, II, n° 37.
- (3) M.-L. IZORCHE, Encyclopédie Dalloz, «Droit civils», V^o Action directe, 1994, n° 165, p. 15.
- (4) R. DEMOGUE, Traité des obligations en général, t. VIII, n° 993 et 1009, IZORCHE, op. cit. (note 3), n° 171, p. 16.
- (5) IZORCHE, op. cit. (note 3), n° 175, p. 16. ただし、国税徴収手続における第三債務者に対する通知や扶養定期金の直接支払いのように、直接訴権を行使する債権者が執行名義を有する場合には、中間債務者の訴訟参加は必要ない。たとえば、前者にかかる破産院第二民事部一九八四年六月一日判決(Dr. fsc. 1985, comm. 41)は、通知手続に、債権差押えを行う場合の確認判決と同一の効力を認めているし、後者にかんする一九七三年一月二日の法律一条二項は、執行文の付与された判決による定期金額の決定を、直接訴権の行使要件としている。
- (6) 被保険者の訴訟参加については、岩崎稜「フランスにおける責任保険成立過程および被害者の直接請求権(四・完)」香川大学経済論叢三一巻四号(一九五八年)四二二頁以下参照。
- (7) Cass. civ., 13 décembre 1938, D. P. 1939, I, 33.
- (8) M. PICARD et A. BESSON, Les Assurances terrestres, t. 1, Le contrat d'assurance, 5e éd., 1982, n° 387, IZORCHE, op. cit. (note 3), n° 175, p. 16, J. CHESTIN, Ch. JAMIN et M. BILLIAU, Traité de droit civil, Les effets du contrat, 2e éd., 1994, n° 826, p. 871 et s., C. CAILLÉ, Encyclopédie Dalloz, «Droit civils», V^o Assurance de dommages, 1997, n° 232, p. 36.

- (9) L. MAZEAUD, «La victime peut-elle poursuivre seule l'assureur du responsable ?», D. 1932. 117.
- (10) 大木実博, Cass. com., 30 janvier 1990, Bull. civ., 1990, IV, n° 24, Cass. civ., 28 octobre 1991, R. G. A. T. 1991. 912.
- (11) Cass. civ., 11 juillet 1977, J. C. P. 1977. IV. 237, D. 1978. I. R. 233.
- (12) Cass. civ., 12 décembre 1966, R. G. A. T. 1967. 367.
- (13) Cass. civ. Ire. 1 juillet 1980, D. 1981. I. R. 457.
- (14) 大木実博, Cass. civ. 2e, 12 décembre 1964, R. G. A. T. 1964. 345.
- (15) Cass. civ. Ire. 30 octobre 1984, J. C. P. 1985. IV. 11.
- (16) Cass. civ. Ire. 12 octobre 1982, Bull. civ., 1982, I, n° 281, p. 242.
- (17) Cass. civ. Ire. 17 juillet 1965, R. G. A. T. 1966. 46.
- (18) Cass. civ. Ire. 30 octobre 1984, précité (note 15).
- (19) Cass. civ. 3e, 7 juin 1989, Bull. civ., 1989, III, n° 133, p. 74.
- (20) IZORCHE, op. cit. (note 3), n° 179, p. 16, GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 8), n° 827, p. 872 et s.
- (21) GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 8), n° 827, p. 873.
- (22) Cass. mix., 15 juin 1979, R. G. A. T. 1979. 364.
- (23) もっとも、建築者の民事責任保険にかんしては、一九七八年一月四日の法律L.二四三—七条が、被害者に対して、倒産手続の対象となった被保険者の訴訟参加を免除している。
- (24) 責任保険にかんする裁判例として、Cass. mix., 15 juin 1979, 2 arrêts, D. 1979. 561. 下請人の注文者に対する直接訴訟権にかんする裁判例として、Cass. com., 19 mai 1980, J. C. P. 1980. II. 19440. 扶養定期金にかんする裁判例として、Cass. com., 15 juillet 1986, Bull. civ., 1986, IV, n° 158, D. 1987. 192. 担保責任を追及する直接訴訟権にかんする裁判例として、Cass. com., 26 novembre 1990,

Bull. civ., 1990, IV, n° 298.

- (25) たぐえは¹⁴ Trib. conflits, 11 mai 1992, D. 1992, I, R. 218.
- (26) たぐえは¹⁵ Cass. com., 27 novembre 1963, D. 1964, 24. ただし、租税債務の存在自体を争う場合には、租税の性質によって、行政裁判所または大審裁判所が管轄裁判所となす (IZORCHE, op. cit. (note 3), n° 183, p. 17)。
- (27) M. COZIAN, L'action directe, L.G.D.J., 1969, préf. A. PONSARD, n° 389, p. 237.
- (28) たぐえは、破毀院商事部一九八四年五月一五日判決は、国税徴収手続における第三債務者への通知について、商事裁判所に管轄権があることによら¹⁶ (Cass. com., 15 mai 1984, Bull. civ., 1984, IV, n° 158)。
- (29) IZORCHE, op. cit. (note 3), n° 184, p. 17, GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 8), n° 831, p. 876 et s.
- (30) IZORCHE, op. cit. (note 3), n° 182, p. 17.
- (31) 被害者の保険金請求裁判の管轄については、野田良之「フランスの責任保険法(四・完)」法学協会雑誌五六巻四号(一九三八年)六九六頁以下、岩崎・前掲注(6)引用論文四二六頁以下参照。
- (32) Cass. civ., 11 juillet 1932, D. H. 1932, 425.
- (33) Cass. civ. Ire, 14 décembre 1983, Bull. civ., 1983, I, n° 296.
- (34) Cass. com., 10 janvier 1989, Bull. civ., 1989, IV, n° 20, p. 12.
- (35) Cass. civ. 3e, 30 octobre 1991, Bull. civ., 1991, III, n° 251, p. 148, J. C. P., 1992, I, 3570.
- (36) Cass. civ. Ire, 27 janvier 1993, Bull. civ., 1993, I, n° 45, p. 30, J. C. P., 1993, I, 3684.
- (37) IZORCHE, op. cit. (note 3), n° 191, p. 17, GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 8), n° 831, p. 877.
- (38) Cass. civ. Ire, 6 novembre 1990, Bull. civ., 1990, I, n° 230, p. 165.
- (39) Ph. DELBECQUE, La transmission de la clause compromissoire, R. arb. 1991, p. 19 et s., spéc. n° 13.

- (40) GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 8), n° 832, p. 878.
- (41) 被害者が有する直接訴権の時効期間にかんして、野田・前掲注(31)引用論文七〇四頁以下、岩崎・前掲注(6)引用論文四二七頁以下参照。
- (42) Cass. civ., 28 mars 1939, R. G. A. T. 1939. 286.
- (43) なお、被害者が被保険者に対して有する訴権が特別法にもとづくものであれば、当該法律に定められた時効期間が適用されることになる。
- (44) Cass. civ. Ire, 11 mars 1986, R. G. A. T. 1986. 383.
- (45) 平野裕之『製造物責任の理論と法解釈』（信山社、一九九〇年）七三頁参照。
- (46) Cass. civ. 3e, 18 novembre 1992, Bull. civ., 1992, III, n° 298, p. 184.
- (47) Paris, 15 octobre 1986, D. S. 1987. 334.

3 効果

- (一) 第三債務者に対する効果
直接訴権の範囲

債権者が直接訴権の行使によって第三債務者に請求できる金額は、債権者が中間債務者に対して有する債権と中間債権者が第三債務者に対して有する債権のうち、少ない方の額である⁽¹⁾。

もつとも、連鎖的売買等の事案で、転得者と中間売主が締結した売買契約に免責条項が挿入されていた場合に転

得者が請求できる金額は、最初の売主が中間売主に対して負担すべき損害賠償額である。⁽²⁾

さらに、転得者が最初の売主に対して解除権を行使する場合には、最初の売主が転得者に返還すべき売買代金は、自己が前主から受け取った金額である。⁽³⁾ 破毀院第一民事部一九九三年一月二七日判決は、「転得者が行使する解除権は、最初の売主に対する転得者の前主、すなわち中間売主の解除権である。最初の売主は、損害が発生した場合を除いて、自己が受け取った以上のものを返還する義務を負わない」と判示し、最初の売主が返還する金額を転得者が中間売主に支払った代金額であるとした原審を棄却した。本判決がとった結論に対しては、転売価格が最初の売買価格より高額である場合には妥当であるものの、転売価格が最初の売買価格より低額である場合には問題があると批判する学説がある。⁽⁵⁾

(2) 差押的効果

直接訴権は、一般的に、債権の発生時から効力を生じる完全直接訴権と、訴権行使があつてはじめて効力を生じる不完全直接訴権とに区別される。⁽⁶⁾ 債権の発生（完全直接訴権）または訴権の行使（不完全直接訴権）により直接訴権の効力が生じると、第三債務者は中間債権者に債務を弁済することができなくなる。他方、中間債権者の側も、弁済を受領する権限や債権の処分権限を奪われる。不完全直接訴権の場合、この効力が具体的に発生する時期は、第三債務者が債権者から通知を受け取ったときである。したがって、たとえば貸貸人が納税義務を負っている所得税について、その賃借人が第三債務者として徴収手続の通知を受け取った場合、すなわち、国から直接訴権を行使された場合には、第三債務者である賃借人は、通知前に支払期限が到来した賃料を、もはや賃貸人に支払うことができなくなる。⁽⁷⁾

(3) 抗弁の対抗不能

第三債務者は、直接訴権の効力発生後に生じた抗弁事由を、たとえ中間債権者に対抗しうるものであっても、債権者に主張することができない。⁽⁸⁾

さらに、直接訴権の効力発生前に存在した抗弁事由についても、主張できない場合がある。たとえば、責任保険における直接訴権の事案で破毀院第一民事部一九八五年一月一二日判決⁽⁹⁾は、保険契約のなかで定められた、「被害者が保険金を受け取るためには保険契約で定める期間内に保険金支払いの請求書を被保険者に提出しなければならぬ」とする条項を、被害者に対抗できないと判示している。この判決には学説の批判が多いが、第三民事部も、一度、反対の立場をとった後⁽¹⁰⁾、現在では、第一民事部の結論を採用している。⁽¹¹⁾

(二) 中間債務者に対する効果

債権者が第三債務者に対して直接訴権を行使しても、実際に弁済が行われなければ、中間債務者は債権者に対する義務から解放されない。すなわち、中間債務者は、第三債務者とともに、債権者に対して全部義務を負う。したがって、一方が弁済を行えば、その限度で、他方の債務も消滅する。⁽¹²⁾ この全部義務の原則は、責任保険における直接訴権にかんする判例⁽¹³⁾によって確立されたものである。

また、担保責任等を追及する直接訴権についても、破毀院一九九一年一月一〇日判決⁽¹⁴⁾が、適合物給付義務違反にもとづく損害賠償請求事件において、中間債務者と第三債務者の全部義務を認めているし、破毀院一九八八年七月六日判決⁽¹⁵⁾も、連鎖的売買において転得者が瑕疵担保責任を追及したという事案で、同様の結論を認めている。ただし、転得者が最初の売主に対して解除権を行使する場合には、全部義務は認められない。なぜなら、売買の

目的物の返還を受けた者だけが、売買代金の返還義務を負うからである。¹⁰⁴⁾

(三) 中間債務者の一般債権者に対する効果

直接訴権は、これを行使する債権者に排他的な利益を与える。すなわち、直接訴権を行使する債権者は、中間債務者の一般債権者との競合を回避することができる。¹⁰⁵⁾

(1) 債権者代位権者との関係

一般債権者が第三債務者に対して債権者代位権を行使する場合でも、フランス法のもとでは債権者代位権に——わが国の債権者代位権とは異なって——差押的効果が認められていないため、直接訴権を行使する債権者は、債権者代位権を行使する一般債権者に優先して弁済を受けることができる。¹⁰⁶⁾

(2) 差押債権者との関係

これに対して、一般債権者が債権差押えを行う場合には、差押債権者と直接訴権を行使する債権者のいずれが優先するかは、権利行使の先後によって決まる。¹⁰⁷⁾改正前の執行手続においては、有効確認判決が下されなければ、差押えの効力、すなわち債権の移転の効力が生じなかったことから、直接訴権を行使する債権者は、差押債権者が有効確認判決を得る前であればこの者に優先した。ところが、一九九一年七月九日の法律によって、有効確認判決が廃止され、差押えによって目的債権が差押債権者に直接帰属することになったことから、不完全直接訴権と債権差押えの優劣は、権利行使の先後によって決められることになったのである。もともと、この原則は完全直接訴権にはあてはまらない。完全直接訴権の場合、債権の発生時から差押的効果が生じるため、債権差押えとの競合は起こらないからである。

(3) 破産債権者との関係

直接訴権は第三債務者の資産に直接干渉する権利であるから、中間債務者が破産した場合であっても、直接訴権を行使する債権者は破産債権者と競合しない。²²⁾したがって、不完全直接訴権を行使する債権者については、訴権行使のときに、司法管財人または債権者代表が第三債務者から弁済を受領していなければ、破産債権者に優先して第三債務者から弁済を受けることができる。²³⁾

他方、完全直接訴権については、債権の発生時から差押の効果が生じるため、第三債務者は、直接訴権を行使する債権者以外の者に債務を弁済することができない。したがって、破産債権者との競合問題は生じない。

(4) 直接訴権とおしとの関係

直接訴権とおしの場合には、同種の直接訴権が競合する場合と異種の直接訴権が競合する場合がある。²⁴⁾

まず、同種の直接訴権が競合する場合には、中間債権者の第三債務者に対する債権額が、全債権者に対する弁済額に不足していれば、各債権者は自己の債権額に応じて弁済を受けることになる。たとえば、破毀院一九八七年一月一日判決は、²⁴⁾下請人の注文者に対する直接訴権にかんして、次のように述べている。「原審が、一九七五年一月三十一日の法律には、複数の下請人が競合する場合について、いずれか一人の優先権ないしは先取特権は規定されていないと解釈したうえで、当該下請人らが、注文者による一部の下請人に対する弁済の前、あるいは直接訴権の行使を認める司法判決の前に、請求の意思表示をしている以上、すべて平等に扱われる、と判断したのは正当である」。

次に、異種の直接訴権が競合する場合には、二つの状況が考えられる。すなわち、一般直接訴権とおし、または特別直接訴権とおしが競合する場合と、一般直接訴権と特別直接訴権が競合する場合である。一般直接訴権とは、

中間債権者のあらゆる債務者に行使することができるとして、特別直接訴権とは、中間債権者の特定の債務者にしか行使することができない直接訴権をいう。

まず、一般直接訴権どおし、または特別直接訴権どおしが競合する場合について、これにかんする裁判例はみあたらなかったが、学説には、直接訴権が同時に行使されている以上、各債権者が債権額に応じた弁済を受けると考えるのが論理的であると見る見解がある。たとえば、被用者と下請人が、それぞれ民法一七九八条および一七五五年の法律にもとづいて下請人に報酬を請求するような事例がこれにあたる。もつとも、完全直接訴権については、競合は問題とならない。なぜなら、債権発生と同時に、中間債権者の第三債務者に対する債権は直接訴権を行使する債権者のもとへ移転するからである。

一方、一般直接訴権と特別直接訴権が競合する場合については、これにかんする裁判例もみあたらないが、学説には、直接訴権をさきに行使した者が優先して弁済を受けるとする見解がある。この見解によれば、かりに、直接訴権が同時に行使されたとしても、一般先取特権と特別先取特権が競合するさいに適用される規定を適用することはできず、各債権者は平等に弁済を受けることになる。

注

- (1) 破毀院混合部一九八二年六月一八日判決(D. 1983. 22)は、下請人が注文者に直接訴権を行使したという事案で、主たる請負人が注文者に対して有する債権は、下請人が行った労務の部分に限定されず、取引全体から生じる債権でよいとする。さらに、破毀院一九八九年六月二〇日判決(Bull. Civ. 1989. IV, n° 195, p. 129)は、主たる請負人が破産したという事案で、下請人が主たる請負人に対して有する債権には、破産手続開始後に下請人が行った労務にもとづく債権をも含まれるとしている。

- (2) M.-L. IZORCHE, *Encyclopédie Dalloz*, «Droit civil», V° Action directe, 1994, n° 206, p. 19.
- (3) 平野裕之『製造物責任の理論と法解釈』（信山社、一九九〇年）五五頁参照。
- (4) Cass. civ. 1re, 27 janvier 1993, Bull. civ., 1993, I, n° 45, p. 30, J. C. P. 1993, I, 3648. 同様の結論をとった破毀院一九八二年五月一七日判決については、平野裕之『製造物責任の理論と法解釈』（信山社、一九九〇年）五五頁に、すでに紹介がある。
- (5) O. TOURNAFOND, obs. sous Cass. civ. 1re, 27 janvier 1993, précité (note 4).
- (6) 加賀山茂「民法六一三条の直接訴権《action directe》について（一）」*阪大法学*一〇二号（一九七七年）九〇頁以下。完全直接訴権には、被害者の保険者に対する直接訴権や国税徴収手続における公共管理人の直接訴権などがあり、不完全直接訴権には、その他の多くの直接訴権がある。
- (7) Cass. com., 3 novembre 1988, Bull. civ., 1988, IV, n° 282.
- (8) M. COZIAN, L' action directe, L.G.D.J., 1969, préf. A. PONSARD, n°s 55 et s., J. GHESTIN, Ch. JAMIN et M. BILLIAU, *Traité de droit civil. Les effets du contrat*, 2e éd., 1994, n° 841, p. 883 et s. なお、加賀山・前掲注(6)引用論文九三頁以下も参照。
 下請人の注文者に対する直接訴権の場合、抗弁對抗の可否を分ける基準時は、下請人が注文者に支払いを請求したときではなく、注文者が催告の写しを受け取ったときである。ただし、遅延損害金は、下請人の注文者に対する支払請求時から進行する。
 とところで、古い学説には、抗弁の對抗不能を合意の相対効原則から説明し、第三債務者は、すべての抗弁事由を直接訴権を行使する債権者に対抗できないと主張する見解もあったようであるが、現在、これを支持する学説はみあたらない。
- (9) Cass. civ. 1re, 12 janvier 1985, R. G. A. T. 1985, 411, J. C. P. 1985, II, 20509.
- (10) Cass. civ. 3e, 14 mars 1985, D. 1985, 507.
- (11) Cass. civ. 3e, 8 avril 1987, J. C. P. 1987, IV, 209.

- (12) Ch. JAMIN, La notion d' action directe, L.G.D.J., 1991, préf. J. GHESTIN, n° 412, p. 361.
- (13) たんべん *Cass. civ.*, 24 octobre 1932, D. H. 1932, 586, R. G. A. T. 1932, 1000.
- (14) *Cass. com.*, 10 novembre 1991, *Contrats, conc.*, *consum.* 1992, *comm.*, n° 47.
- (15) *Cass. civ.*, 1re, 6 juillet 1988, *Bull. civ.*, 1988, I, n° 231.
- (16) *Cass. com.*, 17 mai 1982, *Bull. civ.*, 1982, IV, n° 182, J. C. P. 1982, I, 10862, *Gaz. Pal.* 1982, 2 *panor.* 348.
- (17) 加賀山・前掲注(6)引用論文九四頁以下。
- もっとも、債権者が第三債務者の一般債権者に対しても優先権をもつかという点は、微妙な問題である。
- たとえば、責任保険における直接訴権については、保険法L.一二四―三条が「保険者は、損害を被った第三者が弁済を受けるまでは、この第三者以外の者に対して、自己が負うべき金額の全部または一部を支払うことができない」と定めているため、いかなる第三者も被害者に優先して弁済を受けることはできない。
- これに対して、下請人の注文者に対する直接訴権に堪する一九七五年の法律一三条二項は、注文者の下請人に対する義務を、「注文者が、前条に定める催告書の写しを受け取ったときに主たる請負人に対して負っているもの」に限定しているのみで、注文者がすべての債権者に弁済できない場合に、注文者の債権者と下請人のいずれが優先するのか、条文からは不明である。
- 学説には、法律で定められている場合を除いて、直接訴権を行使する債権者は第三債務者の一般債権者に対して優先的立場にはないとする見解がある。この見解は、その理由を、直接訴権の目的は、中間債務者という障害を取り除くことによつて、債権者を第三債務者の眞の債権者とすることではなく、明示的な条文なくして、当該債権者に条文に定められていない先取特権を付与することではないからであるとしてゐる (GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, *op. cit.* (note 8), n° 839, p. 881 et s.)。
- (18) JAMIN, *op. cit.* (note 12), n° 367, p. 322 et s.

- (19) GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 8), n° 837, p. 880.
- (20) 同法の四三条は、「差押行為により、第三者のもとで自由に処分できる差押債権は、差押債権者に直接帰属する」と定める。
- (21) Paris, 9 août 1859, S. 59, 2, 589, なる COZIAN, op. cit. (note 8), n° 483 et s., p. 292 et s., JAMIN, op. cit. (note 12), n° 367, p. 322 et s.
- (22) GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 8), n° 838, p. 881.
- (23) なお、直接訴権を行使する複数の債権者が、目的債権を客体とする先取特権を有している場合には、これらの者の優劣は、先取特権の優先順位によって決められることになる（COZIAN, op. cit. (note 8), n°s 507 et s., p. 302 et s.）。
- (24) Cass. civ., 3e, 11 janvier 1987, Bull. civ., 1987, III, n° 26, p. 16, D. S. 1987, 256.
- (25) GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, op. cit. (note 8), n° 840, p. 883.
- (26) COZIAN, op. cit. (note 8), n°s 513 et s., p. 308 et s.

4 小括

三では、直接訴権の要件、行使方法および効果について紹介してきた。

まず、要件については、債権者の債権と第三債務者の債務という、中間債務者を基点とする二つの債権債務関係の存在が、——免責条項がある場合など、若干の例外はあるもの——原則として、必要であることを明らかにした。これに対して、中間債務者の不履行は、法律でとくに定められている場合は別として、要件とはされていないなかつた。

次に、行使方法については、中間債務者に対する催告、第三債務者に対する通知、中間債務者の訴訟参加、裁判管轄および時効にかんじて紹介してきた。とりわけ、中間債務者の訴訟参加については、対審の原則や判決矛盾の回避という観点から、これを重要視する見解が支配的であった。

最後に、優先弁済効、差押の効果、抗弁の對抗不能といった効果について紹介した。直接訴権は、この三つの効果が付与されることにより、非常に強力な債権回収機能を有している。フランスでは、これらの効果は直接訴権に特有なものであると考えられているが、わが国の債権者代位権をみると、フランスの直接訴権とほぼ同じ効果が付与されていることに留意しなければならないであろう。

四 直接訴権の法的根拠

1 伝統的な見解

直接訴権の多くは、優先弁済を得るに相応しいと考えられた債権者に、衡平の観点から認められたものであったが、衡平だけでは合意の相対効原則に反する制度を法的に説明するには不十分であった。そこで、注釈学派に属する諸学説は、民法典上の諸制度を援用することによって、直接訴権を行使する債権者と第三債務者との間に法律関係を設定しようと試みた⁽¹⁾。具体的には、第三者のためにする契約、事務管理、委任、代位、債権譲渡、従物、更改、指図、先取特権、不当利得、物上代位等々、数多くの制度が直接訴権を法的に説明するために援用された。もっとも、注釈学派がこうした既存の法理に依拠したことは、民法典を所与のものと考える以上、自然の成り行きであっ

たと思われる。

しかしながら、直接訴権は、中間債権者と第三債務者が債権者のために契約をしているわけではないから第三者のためにする契約とは異なるし、⁽²⁾債権者が第三債務者のために事務を管理するという意思を有しているわけでもないから事務管理とも異なる。⁽³⁾

このように、上記の諸制度は直接訴権の根拠とするには難点があったことから、いずれの説も定着するには至らなかった。

注

- (1) J. GHESTIN, C. JAMIN et M. BILLIAU, *Traité de droit civil. Les effets du contrat*, 2e éd., 1994, n° 716 et s., p. 774 et s., n° 738, p. 797 et s., M.-L. IZORCHE, *Encyclopédie Dalloz, «Droit civil», V° Action directe*, 1994, n° 27, p. 4 et s.
- (2) GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, *op. cit.* (note 1), n° 739, p. 798. IZORCHE, *op. cit.* (note 1), n° 28, p. 4.
- (3) GHESTIN, JAMIN et BILLIAU, *op. cit.* (note 1), n° 744, p. 803.

2 実定法説

一九世紀末になると、直接訴権が合意の相对効原則や債権者平等原則に抵触する制度であることを強調し、実定法だけが直接訴権の存在を正当化できるとする見解が登場する。直接訴権の基礎をもつばら実定法に求めるこうし

た見解は、注釈学派による理論的正当化がいずれも説得力を欠いていたことから次第に影響力を強めていき、一九六九年に発表されたコジアン⁽¹⁾のテーズで絶頂期を迎えることになる。

コジアンは、「条文なくして先取特権はなし」というローマ法の格言を直接訴権に転用し、裁判官は実定法に規定がなければ直接訴権を認めるべきでなく、また、たとえ実定法に規定があったとしてもその規定は厳格に解釈されなければならないと主張する。⁽²⁾ もっとも、実定法に由来する真正直接訴権とは別に、これに機能的に酷似した合意にもとづく不真正直接訴権という概念を措定し、実定法に根拠規定のない担保責任を追及する直接訴権等を、直接訴権という概念の枠から排除した。コジアンによれば、真正直接訴権は当事者の意思とは無関係に生じうるがゆえに実定法の規定を必要とする。これに対して、不真正直接訴権は、当事者の自由意思だけで創設される。すなわち、不真正直接訴権は、中間債権者が一債権質、第三者のためにする契約、指図、債権譲渡など一選択可能な既存のメカニズムを用いることにより、自己が第三債務者に対して有する権利を債権者に付与するものであると説明するのである。

コジアンの説は広く普及し、比較的最近まで支配的な見解であったようである。⁽³⁾ しかしながら、実定法が唯一の根拠とされる真正直接訴権については、その根拠条文が判例実務を立法化したものであったり、必ずしも立法者が直接訴権の付与を想定していたわけではない、という難点が指摘されている。⁽⁴⁾ また、不真正直接訴権についても、直接訴権を債権質のような既存の概念で説明することはできない、と批判されている。⁽⁵⁾

注

(1) M. COZIAN, L' action directe, L. G. D. J., 1969, préf. A. PONSARD.

- (2) COZIAN, op. cit. (note J), n^{os} 114 et s., p. 73 et s.
- (3) J. GHESTIN, C. JAMIN et M. BILLIAU, *Traité de droit civil. Les effets du contrat*, 2e éd., 1994, n^o 725, p. 785.
- (4) B. TEYSSIE, *Les groupes de contrats*, L.G.D.J., 1975, préf. J.-M. MOUSSEKON, n^o 476, p. 239, M. NÉRÉT, *Le sous-contrat*, L.G.D.J., 1979, préf. P. CATALA, n^o 433, p. 315.
- (5) M. BOUBLI, *Soliloque sur la transmission de l'obligation en garantie* (à propos de l'arrêt de civ. 3e du 9 juillet 1973), J. C. P. 1974. I. 2646.

3 契約グループ理論⁽¹⁾

この理論の提唱者のひとりであるテシエによれば⁽²⁾、複数の契約は、互いに密接な関係を有するとき、ひとつの契約グループを構成するという。契約グループには、目的 (*objet*) を同じくする複数の契約が一本の線を描くように繋がってできる契約連鎖 (*chaînes de contrats*) と、コースを同じくする複数の契約がひとつかたまりになってできる契約集合 (*ensembles de contrats*) の二種類がある。契約連鎖は、たとえば、Xから自動車を購入したYが、それをZに転売するというように、自動車の売買契約が連続して締結されるような場合を指し、XとY、YとZの間で締結された二つの契約の目的は、自動車という同一物の所有権ということになる⁽³⁾。これに対して契約集合は、広告契約、旅行契約のように、複数の契約が広告や旅行という共通の目標に向けて締結されるような場合を指し、この共通の目標がコースということになる⁽⁴⁾。コースの定義には種々の見解があるが、テシエは、取引における経済的目標

も法的目標と密接不可分であるがゆえにコースの要素になるとするカピタンの影響を受け、契約の動機ともいうべき、当事者が共通して追求する間接的な目標をコース概念に取り込んで、この概念を広く解釈している。⁽⁶⁾

以上のようにして形成された契約グループは、あたかも一つの契約関係が創設されているかのごとく扱われる。したがって、グループの構成員であれば、他の構成員が締結した自己とは無関係の契約から生じる一定の効果を受けうる。直接訴権はこの契約グループの存在を前提として生じ、債権者の第三債務者に対する権利行使は、一つの契約関係の創設という擬制によって正当化されることになる。もつとも、契約グループの存在を前提としない直接訴権も生じる余地があり、この場合には、実定法の明示的な認容が必要不可欠となる。⁽⁷⁾

ここで強調したいのは、テシエが直接訴権を合意の相対効原則の例外とは捉えていないことである。すなわち、直接訴権を行使される第三債務者は契約外の第三者ではなく、まさにグループとして形成される契約関係の当事者として扱われるのである。こうした立場の背景には、現代においては、もはや個人主義に裏打ちされた意思自治の原則貫徹することはできず、したがって、これを基盤とする相対効原則も一定の修正を免れないという思想がある。⁽⁸⁾ 相対効原則は、伝統的には、契約の効果を「独立した個人としての二当事者」間に限定する機能を有すると考えられてきたわけであるが、テシエは「独立した個人としての二当事者」を「グループ」に置き換えることによって、直接訴権と相対効原則との論理的整合性を説明している。

注

- (1) テシエの「契約グループ」理論については、中田裕康『継続的売買の解消』（有斐閣、一九九四年）四〇二頁以下に詳細な紹介がある。なお、松浦聖子「契約締結者と第三者の関係における責任の性質に関する一考察——フランス民法を中心に——」

慶應義塾大学大学院法学研究科論文集三六号（一九九五年）二〇八頁以下、同「フランスにおける契約当事者と第三者の関係および契約複合理論」法学研究七〇巻一二号（一九九七年）五六八頁以下も参照。

- (2) B. TEYSSIE, *Les groupes de contrats*, L.G.D.J., 1975, *préf. J.-M. MOUSSERON*.
- (3) TEYSSIE, *op cit.* (note 2), n^{os} 69 et s., p. 39 et s.
- (4) TEYSSIE, *op cit.* (note 2), n^{os} 174 et s., p. 95 et s.
- (5) フランスのコーズ論を概観するには、大村敦志『典型契約と性質決定』（有斐閣、一九九七年）一七三頁以下が有用である。なお、同書一九〇頁注(96)引用諸論稿、および中田・前掲注(1)引用文献四〇六頁注(10)引用諸論稿のほか、森山浩江「恵与における『目的』概念——コーズ論を手掛かりに——」九州法学六四号（一九九二年）一頁以下、小粥太郎「フランス契約法におけるコーズの理論」早稲田法学七〇巻三三号（一九九五年）一頁以下も参照。
- (6) TEYSSIE, *op cit.* (note 2), n^{os} 65 et s., p. 34 et s.
- (7) TEYSSIE, *op cit.* (note 2), n^{os} 560 p. 280.
- (8) TEYSSIE, *op cit.* (note 2), n^{os} 1 et s., p. 1 et s.

4 相対効原則の矯正メカニズム

直接訴権を取り扱った比較的最近のテーズには、直接訴権を、相対効原則の貫徹によって生じる経済的不均衡を回復するメカニズム、換言すれば、交換的正義を実現するメカニズムとして捉えるものがある。⁽¹⁾ その提唱者の一人であるジヤマンによれば、このメカニズムは二つのカテゴリーに分類される。

一方に分類される直接訴権は、①債権者が第三債務者の資産価値を増加させている、②二つの債権関係の給付の目的 (object) に牽連性が存在する、という特徴を有している。⁽²⁾たとえば、建売不動産の建築に携わった下請人が注文者に対して行使する直接訴権は、下請人の労働によって注文者の資産価値が増加しているし、二つの請負契約は、ともに建売不動産の建築という同一の給付を目的としている。

他方に分類される直接訴権は、①被害者に対する賠償を究極的な目的とする契約が締結されている、②二つの債権関係に牽連性がある、という特徴を有している。⁽³⁾たとえば、責任保険における直接訴権がこのカテゴリーに含まれる。すなわち、責任保険契約は、被保険者の金銭的リスクを補償することを目的とする一方で、被害者救済という社会的機能をも有している。また、被保険者の保険者に対する保険金請求権は、被保険者の被害者に対する損害賠償義務を前提としてしか存在しないことから、二つの債権の牽連性も肯定される。

もつとも、ジャマンは、すべての直接訴権を交換的正義から説明するわけではなく、二つのカテゴリーに分類できない直接訴権を、簡易弁済手段に類似した担保権としてとらえている。⁽⁴⁾ジャマンによれば、これらの直接訴権は、交換的正義の実現といった直接訴権の存在意義に立脚しているのではなく、その技術を拝借しているだけであるという。

この直接訴権も、二つのカテゴリーに分類される。すなわち、一方には、弁護士等の費用取立権や医療機関の直接訴権のように、いわば債権者の利他心に報いるべく認められた直接訴権が分類され、他方には、国税徴収手続における第三債務者に対する通知や扶養定期金の直接支払いのように、指導的公序にもとづいて認められる直接訴権が分類される。もつとも、これらの簡易弁済手段としての直接訴権はいずれも過去の遺物として、その存在自体が疑問視されている。⁽⁵⁾

ジャマンは、契約グループ理論を提唱するテシエとは異なり、直接訴権を相対効原則の例外として位置づけている。ジャマンにとつての直接訴権とは、交換的正義の技術的な発現であり、相対効原則の硬直性を矯正することを目的とする制度である。すなわち、制限的に解釈されるべき（相対効原則の）例外ではあるが、第三債務者の交換的正義を実現するものである以上、必然的に認容される（相対効原則の）補完なのである。⁽⁶⁾

注

- (1) Ch. JAMIN, *La notion d'action directe*, L.G.D.J., 1991, préf. J. GHESTIN, n° 299 et s., p. 268 et s.
- (2) JAMIN, *op. cit.* (note 1), n°s 306 et s., p. 275 et s.
- (3) JAMIN, *op. cit.* (note 1), n°s 311 et s., p. 278 et s.
- (4) JAMIN, *op. cit.* (note 1), n°s 317 et s., p. 281 et s.
- (5) JAMIN, *op. cit.* (note 1), n° 44, p. 30.
- (6) J. GHESTIN, C. JAMIN et M. BILLIAU, *Traité de droit civil. Les effets du contrat*, 2e éd., 1994, n° 770, p. 827 et s.

5 小括

四では、直接訴権の法的根拠にかんするフランスの議論を紹介してきた。

まず、直接訴権という概念が形成された一九世紀末において、民法典を所与のものとする注釈学派によって提唱

された伝統的な見解を紹介した。

次に、直接訴権は合意の相对効原則や債権者平等原則に反する制度であるから、原則として実定法がなければ認められない、とするコジアンの説を紹介した。コジアンの見解の特徴は、担保責任を追及する直接訴権のように実定法に根拠条文のない直接訴権を、合意にもとづく「不真正直接訴権」として、直接訴権という概念の枠から排除したことであった。

さらに、比較的最近になって提唱された二つの見解を紹介した。一つは、「契約グループ」という新しい概念から直接訴権を説明しようとする説であり、もう一つは、交換的正義を実現する矯正的メカニズムとして直接訴権をとらえる説である。

本稿で紹介した諸見解は、いずれも合意の相对効原則や債権者平等原則といった民法上の基本原則と直接訴権との関係を整合的に説明しようと苦心している。これらの基本原則と直接訴権との調整は、第三債務者や、中間債務者の一般債権者といった関係当事者の利害関係にかかわる重要な問題である。

すでに指摘したとおり、わが国の債権者代位権は、機能的な面でフランスの直接訴権とかなり類似した制度となっている。しかしながら、わが国の債権者代位権にフランスの直接訴権と同じような効果を付与するためには、これらの基本原則との関係を論理的に説明しつつ、関係当事者の利害に配慮する必要があるように思われる。